

産業構造審議会 商務流通情報分科会

第四回 Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会

-議事録-

日時：平成30年11月6日（火）16時30分～18時00分

場所：経済産業省 本館17階第1特別会議室

■出席者

委員：柳川委員（座長）、生貝委員、梅澤委員、翁委員、加毛委員、森委員、唯根委員

事務局：

○商務・サービスグループ

藤木審議官、島田審議官、山本参事官、津協政策企画委員

正田商取引監督課長

永井消費・流通政策課長

○商務情報政策局 松田情報経済課長

○経済産業政策局 福本産業資金課長

政府出席者：

○金融庁 企画市場局 岡田信用制度参事官

○総務省 情報流通行政局 飯倉情報通信政策課調査官

○個人情報保護委員会 事務局 高木企画官

○消費者庁 内藤消費政策課長

■議題

1. 開会
2. 中間整理案について
3. 討議
4. 閉会

■議事録

○山本参事官 定刻になりましたので、産業構造審議会商務流通情報分科会 Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会、スマートコマース小委員会第4回会合を始めさせていただきたいと存じます。

まず、委員の出席状況につきまして、事務局からご報告させていただきます。

本日、ご欠席の委員が村井委員、小塚委員、翁委員、3名の方となります。本日は委員9名のうち6名がご出席ということで、定足数に達しておるということをご報告させていただきます。

続きまして資料ですが、いつも同様にペーパーレスにて実施してまいりますので、iPadなり、あるいはお手持ちのパソコンなどでご確認のほどをお願いいたします。

それでは、柳川座長、今後の進行をお願いいたします。

○柳川小委員長 よろしくをお願いいたします。

それでは、早速本日の議題の入りたいと思います。本日は事務局から本小委員会の中間整理(案)をご説明して、それを受けて委員の皆様から意見をお出しいただければと思います。それを受ける形で中間整理をまとめることができればと思っております。また、いわゆるプラットフォームを語る上でかなり必要な要素であるBtoB間における公平な競争関係やデータの取り扱いというものについてはデジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会議論を行ってまいりました。昨日、5日に論点整理が公表されておりますので、その内容について商務情報政策局情報経済課の松田課長からご説明をお願いすることになっております。ここでのインプットを踏まえて中間整理(案)をブラッシュアップできればと思っております。

それでは、まず事務局からこれまでの議論やプレゼンテーションの内容を踏まえた中間整理(案)についてご説明をお願いできればと思います。

商務・サービスグループの津脇委員よりご説明をお願いいたします。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員 経済産業省商務・サービスグループの津脇です。

それでは、資料に基づきまして中間整理(案)について簡単にご説明させていただきます。

まず5ページ目でございますけれども、全体の総論としまして、プラットフォームの登場、商取引環境の変化ということで、近年の大きな動きとして、商取引において供給者の中に個人が出てきた。これによってCtoC市場が生まれたという1つの動きと、個人ごとに付

与したアカウントに関してはデータ集約、データ分析というような技術及びデータの利活用が可能になったということで、今までにはなかったような新しいニーズへの対応ですとか、従来型の業務の効率化、それから業横断的なビジネスの登場というこの大きく分けて2つの動きがあると思っております。

そうした中で6ページ目でございますけれども、本小委員会において当初より掲げてきております基本原則としてイノベーションの促進、プラットフォームによる社会的責任、公平性というこの2つの両輪でこの新しい動きを見てみましょうということで4つの象限に分けた形でイノベーションの促進についてCtoC市場の出現、それからデータの利活用という観点、それから社会的責任、公正性についてCtoC市場の出現、それからデータの利活用という2つの観点で検討することで議論を進めさせていただいていたと思っております。

8ページ目以降がそれぞれの象限についてのご説明という形でまとめさせていただいております。まず8ページ目でございます。イノベーションの促進という観点につきまして、まずはCtoC市場の出現という観点から議論をまとめさせていただいております。冒頭書かせていただいておりますように、ソーシャルレンディングやライドシェアといった新しいCtoC市場も生まれてきているということを鑑みて、こうした市場、新しいCtoC市場におけるルールのあり方をどう進めていくかというのを委員の皆さんにご議論いただいたと思っております。

3パラ目、4パラ目のほうでまとめさせていただいておりますけれども、CtoC市場、それぞれの機能やリスクの特殊性というのを踏まえつつ、保護法益をしっかりと配慮した上で、間に立っているプラットフォームの果たすべき社会的責任を分析した上で、一定程度、市場ごとに法整備を進めるというアプローチ、それから他方、CtoC市場における共通のマッチング機能について横断的なルールを整備すべきではないかというこの2つの意見をいただきましたと思っております。

9ページ目の前半のほうに書かせていただいておりますけれども、イノベーションの促進という観点からはルール整備の「スピード」と内容の「柔軟性」というこの両面が必要だと思っておりますので、一定程度事業領域ごとのCtoC市場を前提としたルール整備というものと横断的なルール整備というのはその必要性も含めてだと思っておりますけれども、並行的に検討していくべきではないかというのをまとめさせていただいております。

次にイノベーションの促進というところの2.に入りますけれども、もう一つ新しい動き

として先ほどご紹介させていただいた技術の発展、データの利活用という観点からでございます。こちらに関しましては、こうした新しいデータの利活用により新サービスですとか業横断的なビジネスが生まれてきている中で、どのようなアプローチをすべきかということをご議論いただいたと思っております。3パラ目のほうに書いておりますけれども、その際にはどういう保護法益が元々の既存規制にあるのかということをしかりと把握した上で技術の進展ですとか、データの利活用によって規制内容の緩和、変更が認められるべき事情がないかということを検討する。その際には「外形」標準ではなく「性能」という観点から検討すべきではないかということをもとめさせていただいています。また事業者のニーズから乖離しないようにしかり実需を踏まえた上で見直し等を行うべきだということもご意見をいただいたと思っておりますので、書かせていただいております。

その大前提になることとしまして9ページ目から10ページ目に書かせていただいておりますけれども、こうした事業者によるRegTechの活用というのを考えていきますと、まず監督をする側もしかりと理解をし、それを活用するために必要な体制を整備するということが必要であるという大前提についてもしかりと書かせていただいたところでございます。

10ページ目以降に関しましては、特に事業者の皆様からたくさんヒアリングをさせていただいた結果、具体的なニーズ、要望を寄せられましたので、それをまとめる形で紹介をさせていただきます。10ページ目のまず(1)からでございます。代理・媒介の横断展開ということございまして、多くの各種商取引関連法では、「媒介」という概念が定義されておりまして、こちらにおきましては業登録が求められたり、行為規制というものが適用されるという中で、それなりに業横断的なビジネスが広まっていく中で、それなりの負荷がかけられる媒介概念であります。他方、この媒介の該当要件が必ずしも明確ではないという中で、何らかの手当てをすべきではないかというご意見をいただいたと認識しております。

その際には、11ページ目の頭のほうに載せておりますけれども、そもそも媒介概念というものをどう整理をするかということと、もしくは、これ、特にニーズとしてはリコメンド機能というものをどう考えるかという話があったと思っておりますが、そうした一部のデータを活用したリコメンド機能について適用除外というのを認めるという形にする、もしくは注の10にも書かせていただきましたが、そもそも媒介概念は必要なのかというご意見もいただいたと思っておりますので、そうした意味で少しこの辺については整理が必要ではない

かということをご意見をいただいたと思います。

次に(2)でKYCについて、本人確認についてでございます。これは犯収法に基づく本人確認に関しましては、注の14のほうで書かせていただきますように、警察庁のほうでしっかりとその簡素化というものに取り組んでいるというものだと思っておりますが、他方この取引時の確認情報を共有するという観点でのニーズも強くあったということでまとめさせていただいております。議論の中身としては、(ア)、(イ)というふうに2つ書かせていただいておりますけれども、まずグループ内の会社では少なくとも一定の条件を満たすグループ会社ということになると思っておりますけれども、こうした本人確認の情報を共有するというやり方もあると思えますし、更には中長期的な話になるかもしれませんが、第三者機関による認証とそれのオンラインの紹介で完結する制度的見直しというものもあるのではないかというご意見をいただいたと思っておりますので、まとめさせていただいております。

次に(3)で信用能力の調査の見直しというところでございます。こちらではアとイで、イは貸金業のほうにも書かせていただいておりますけれども、そもそもの信用能力調査そのものについては行為規制という形でしっかりと規律化されているところでございます。けれども、保護法益をしっかりと守った形で新しい技術、新しい情報の活用のやり方によっては保護法益を守った形で信用能力調査ができるのではないかという議論があったと思っております。その際には過剰与信を防止するためにと書かせていただいておりますけれども、規制のサンドボックス制度を用いた実証等は必ず必要になってくるとは思いますし、その際、新しい信用能力調査を入れる場合は監督体制のしっかりとした体制の整備というの必要だと思っておりますところ、一定程度、信用能力調査について新しい技術を取り入れるということもあり得るのではないかということをおとイという形で書かせていただいております。

次に13ページの(4)トランザクションレンディングの促進というところでございます。こちらに関しましては、昔からあるであろうニーズだと思いますが、中小・小規模事業者にとっては急な需要拡大に対して資金繰りが困難になることがあるので、短期に迅速な資金を借りたいというニーズはある。他方、近年起こった事象としては、このデータの分析によって迅速かつ正確な信用能力評価ができる可能性があるという技術的な進展があったということをおとイを踏まえた場合、日々のトランザクション情報などを基礎とした上で、新しいデータ分析技術を導入をすることによって過剰与信のリスクが低減される場合に限られるとは思いますが、一定程度、安全に実現できる技術だということが認められるのであれば、利息上

限規制の例外を一定の範囲内で許容するという点も検討し得るのではないかと、このことをまとめさせていただいております。これはあくまで事業者を対象にした検討ということだとは思いますが、その点について「なお」というところで書かせていただいております。

(5)でございます。これは資金移動業における送金上限の撤廃・引き上げというところでございますけれども、財務の健全性という観点が出てくると思っております。今、100万円上限がある中で学費の支払い、一部の医療費の決済に関するニーズとして、銀行による為替取引以外においても柔軟な送金サービスを現在の財務健全性に対する規制の中でももう少し上限を認めてもいいのではないかと、このような事業者のご意見をいただいたと認識しておりますので、そのあたりについて少し見直しを検討するというのもあり得るのではないかと書かせていただいております。

(6)に関しましては、給与の支払を銀行の一部の金融機関に限ってのみ今、認められていますけれども、その他の資金移動口座への給与振込についても認めていいのではないかと、こちらは別途議論が進んでいると思っておりますが、その議論も加速的に議論すべきではないかと、このことを書かせていただいております。

最後に RegTech/SupTech の導入に向けた検討、(7)でございます。こうした様々なニーズがある中で、海外でも監督側としても最先端の技術の活用を支える体制整備、理解というのが必要だろうということでございまして、我々としても官民の関係者で最先端の技術を理解するためのイベントであるとか対話というのをしっかりと活性化させるべきであるということをもとめさせていただきまして、第3章という形でまとめておるところでございます。

以上が2つある両輪のうちのイノベーションの促進というところでまとめたものでございます。

次に17ページ以降が「社会的責任・公平性の実現」というところでございます。ここに関しましては、まず2つ大きく新しいマーケットの動きとしてのC to C市場の出現という観点からは、個人が供給者となったということで、不特定多数と不特定多数が対峙するというこの特殊性をどうとらえるか、従来の取引とは異なる売り手と買い手、どちらも個人になったことによる一定の保護というのが必要ではないか。その際に市場提供者たるプラットフォームに何らかの社会的責任が認められないかという観点から議論させていただいたと認識しております。

(1) に関しましては、まず需要者側、買い手側の個人についての保護についてでございます。論点としては、まず消費者保護法の適用が必ずしも適用されないという領域が出てしまうということ、それから供給者が個人になることからレピュテーションリスク機能が必ずしも働かない場合があり得るというこの2つの中で一定の保護の必要性があるのではな
いか、そのとき市場提供者たるプラットフォーマーに何らかの社会的責任、公平性を期待することは合理的ではないかということでございます。

検討の方向性というのを18ページ以降に書かせていただいております。多くの事業者の方にヒアリングをさせていただいた結果としまして、「例えば」ということで書かせていただいておりますが、個社ごとに需要者保護のための自主的な取り組みも進んでいますし、各社で連携した安全への取り組みも進んでいます。シェアリングエコノミー協会などで行われているような新規参入者を念頭に置いてガイドラインをつくったり、外部評価の枠組みを創設して透明性を確保しようというような様々な取り組みが進んでいるというのが確認できたと思っております。

(イ) の消費者相談の実態というところでデータを書かせていただいておりますけれども、取引が増大するものに関しては一定程度、相談が増加するなど、取引の類型によって異なる傾向が見られたと認識しております。ですので、今後もC to C取引のそれぞれの類型についてその動向は今後注視すべきであるというふうに認識しました。

20 ページに、これらの状況を踏まえてまとめたものを書かせていただいております。マーケットに対して安全・安心の取引環境にするインセンティブをもっているプラットフォーマーに、少なくとも一定程度の社会的責任、公平性を期待すべきであろうということはいえるのですが、その際にどういう形でそこを果たしてもらおうかということについて、議論させていただきました。イノベーションと社会的責任の調和のとれた発展を目指すに当たっては、比較的自主的な創意工夫が進んでいるので、これをいかに促進させるかが重要な視点であり、我々としてはこれを進めていくべきなのだろうというのを書かせていただいております。他方、こうした自主的な取り組みの促進というアプローチというのは、今後新たに市場に参入してくるプラットフォーマーであるとか海外のプラットフォーマーも同様に市場全体の調和のとれた発展に取り組むということが前提になりますので、消費者被害の動向を注視した結果、そうではないという事象が見受けられた場合には、政府による規律の導入というものもしっかりと検討すべきであるということを書かせていただいております。

次に21ページ目の(2)でございます。これまでは需要者としての個人について検討し

ましたが、供給者の個人という点でまとめさせていただいております。論点としてこちらも2つ書かせていただいております、供給者の個人としては、今まで事業者が収納代行業者ですとか配送業者を使っていたましたが、個人がこれらを委託先として利用するようになる。そのときの誤配送であるとか倒産リスクを負うことになる個人について保護が必要ではないかという考えですとか、シェアリングエコノミーに関しては、今までの売買とは異なり、一定程度、所有権が供給者から移転をしない中で何らか被害を被る可能性がないかというこの2つの論点があったと思っております。

前者に関しましては、収納代行業者の倒産リスクや誤配送のリスクといったものは基本的には当時者間の問題だと思っておりますので、民民で解決することだと思っておりますが、仮にプラットフォームが一定程度、何らか委託先を指定するといったような形で関与をした場合は、その関与の度合いに応じてプラットフォーム側が一定の責任を求めるというのも合理的ではないかということをもとめさせていただいております。

次に、シェアリングエコノミーにおける需要者との関係です。こちらは確かに特殊性がある中で自主的にシェアリングエコノミー認証制度などで需要者の連絡手段をしっかりと確保するようにするですとかレーディングシステムを需要者、供給者双方で導入をすべきだということにするなど、リスクベースでの利用者保護の措置というものを求めるような動きが見られます。このため、こうしたプラットフォームによる自主的な取組み、外部評価の枠組みの活用を通じた安全・安心な環境整備というのを今後も促進していくことが重要であろうということをもとめさせていただいております。

以上がいわゆるプラットフォームの社会的責任、公平性という観点でのC to C市場に関しての特殊性について議論をしたところを書かせていただいております。

2.のところは、今から私の後に商務情報政策局の松田課長からご紹介させていただきます公正取引委員会、総務省、当省で議論をしてきたまさにプラットフォームというものが情報の集積性から来る巨大化、それからそれによる寡占化、独占化に対してどういうふうに取り扱っていくかという観点だと思っておりますので、後ほど松田課長からご説明をさせていただければと思います。その議論を踏まえたものを22、23ページでまとめさせていただければと思います。

最後に24ページ目が「まとめ」でございますけれども、こうしたC to C市場の出現ですとかデータの利活用等々による新しいサービスの実現というものについては、イノベーションの促進と安全・安心な環境の整備というこの2つの側面をしっかりとバランスをとるべ

きでありますし、国際的な調和、域外適用のあり方ということも留意すべきであろう。いずれにせよ、こうしたここで議論いただいたことを関係省庁と連携しながら横断的なルール整備に向けて早急に検討を進めていくべきであるということをもとめさせていただいております。

簡単になりますが、私からの報告書の説明は以上になります。

○柳川小委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」の中間論点整理（案）について、商務情報政策局の松田情報経済課長よりプレゼンテーションをお願いいたします。

○松田情報経済課長 情報経済課長の松田でございます。資料4「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（案）という資料を見ていただければと思います。

別添1に基づき、本検討会の立て付けについて簡単にご説明したいと思います。本検討会では、経済産業省、公正取引委員会及び総務省の3省が共同事務局となり、有識者の方に集まっておいて議論しております。端緒は、中ほどにも記載してありますとおり、今年の6月に、「未来投資戦略2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備が謳われたことから、それを踏まえた検討を進めてきたものです。今年の7月から検討会で議論を開始しまして、昨日11月5日、中間論点整理（案）を公表しました。

2.のところに記載しているとおり、検討会には、3省庁に加えてオブザーバーとして個人情報保護委員会と消費者庁にもご参画をいただいております。別紙に委員の名簿をつけさせていただいております。座長は神戸大学の独禁法の先生である泉水先生、副座長は大橋先生をお願いをし、本小委員会の委員であります森先生と生貝先生にも検討会の委員になっていただいております。

別添2が、昨日公表しました中間論点整理（案）です。全体で7つの項目にわたって基本的な論点整理を行っていただいております。有識者の検討会によるクレジットであり、7回にわたって議論していただいたものを中間整理したものです。今後、この中間論点整理（案）を踏まえた上で、経産省、公取委及び総務省において公正な取引環境整備についての検討が進められることを期待するというを、委員会からご提言いただいたものです。

1.の「デジタル・プラットフォーマーの意義・特性」という項目をご覧ください。まず、この報告書の中ではデジタル・プラットフォーマーというのはかなり広範なものを対象に

捉えているということが書いてありまして、オンライン・ショッピング・モール、オンライン・フリーマーケット、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや、コンテンツの配信サービスも含め、広く全体を捉えた上で議論しております。

2つ目の○に書いてあるのは、基本的には、デジタル化とネットワーク化が進む中で縦であった産業なりビジネスのやり方が横のレイヤー構造化していくということ自体は不可逆的な流れであり、かつ、その中でレイヤーの大事なところを押さえるプラットフォーム化というのも、これも不可逆的な傾向であろうということが整理してあります。

2ページの上のところでは、デジタル・プラットフォームには、当然、便益がたくさんあるということをも整理をしております。中小企業やスタートアップ企業にとって国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高めるとか、消費者にとっても多数の商品サービスを選択することができる、もしくはデジタル・プラットフォーマーが提供する一定の安全・安心な場の中で取引を行うことができるといった便益の向上というのが、かなり大きな要素であります。3つ目の○のところですが、他方で取引の秩序において幾つかの特性があります。1つには、複数の利用者層が存在する多面市場を構成し、全体として1つのエコシステムが形成されるということがあります。また、プラットフォームにおいては、直接ネットワーク効果もしくは間接ネットワーク効果が働く中で、独占化、寡占化が進みやすいということが一般的に言われていることであります。また、個人データを含めてデータが集積され、それがまた競争優位を高めるという循環の中で、基本的にはデータの寡占・独占を基本とした寡占・独占が進みやすいということが書かれております。

3ページの上の○においては、こうしたプラットフォーマーが異業種の事業者を買収することを通じて事業活動の領域を拡大し、コングロマリット化した企業グループを形成するという動きも動きになってきているということが記載されております。

2. では、「デジタル・プラットフォーマーに対する法的評価の視点」が書いてあります。デジタル・プラットフォーマーには様々な業態や類型がありますが、一部の国、特にEUなどでは、一定の定義の上でこれを切り出して法的な規律を設けようという動きがあります。EUが今年の4月に公表したオンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する法案は、B2B2Cの環境を規律するものです。加えて、EUは、消費者との間でも「消費者のためのニューディール」パッケージというものを公表して、消費者への一定の情報提供義務を課そうということが具体化しつつあります。中国では、今年の8月に「中華人民共和国電子商務法」が成立し、プラットフォーマーが定義され

た上で、相当程度の義務が定められております。

他方で日本の中では、従前はデジタル・プラットフォーマーは単なる場の提供者であるということから積極的な責任を負わないと解する向きが強かったということをごさいます、経済産業省が示している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の中でも、基本的にはこういう理解の上で整理をしていました。平成20年の名古屋高裁の判決というものがありますけれども、その中では一般論として場の提供者であつても運用者が利用者に対して一定の「欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務」があるということが示された一方で、その義務の程度については社会情勢や技術の水準、利用者の利便性等々を考慮して判断するものとされ、平成20年のこの判決においては、基本的にはオークション運営者の責任は認められないものとされました。

4ページの下では、その後の世界的な動きということで、デジタル・プラットフォーマーをいわば規制のコントロール・ポイントもしくはゲートキーパーとしてとらえて規制体系に取り込んでいくという動きを紹介しております。例えば、これはカリフォルニアの例でございますけれども、Uberについて、Transportation Network Companyという位置づけを明確にして、Uberが各ドライバーを管理することを求めるという規制体系に変えていこうといった動きがあります。また、5ページの上にも書いてあるとおり、EUにおいても、著作権侵害コンテンツ等々についてデジタル・プラットフォーマーには一定の義務を課していくという動きがあると思っております、これについてはプラットフォーム・ビジネスを業規制の体系に取り込み、その遂行については認めつつ、安全管理等の観点からコントロール・ポイントとして一定の責任を負っていただくという動きではないかと理解しております。以上は、ある種、普通の安全規制なり消費者保護の規制との関係での整理ですが、以下は競争法的な観点です。

「とりわけ」というところで書いてございますけれども、巨大化し、社会経済に不可欠に基盤を提供するようになってきている存在ということについてどう評価するかということに関して、エッセンシャル・ファシリティの法理でありますとか、パブリック・ユーティリティの法理を援用して、一定の責任があるのではないかとといった議論が欧州でも米国でもなされはじめております。加えて、「また」のところですが、デジタル・プラットフォーマーというのはどういうものなのかということ、その市場確定等の難しいという議論がある一方で、ここでは、むしろこの人たちは市場そのものを設計・運営・管理をしている存在だというふうに認識したほうが特性を正確にとらえているのではないかとすることが整

理をされてあります。そうしたある種の市場をプライベートカンパニーが運営しており、証券取引所であれば金融商品取引法、卸売市場であれば卸売市場法といった、その市場の運営について一定の規律があるわけですが、今のところデジタル・プラットフォーマーについてはこういった規律がありません。更に5ページの下のところでございますが、「加えて」のところ、この市場というのは、AIの技術等々を用いてプロファイリングを行った上で、ある種、個人（消費者）の自由な意思決定にかなりの程度、影響を与えられるようになってきているとか、そのパラメーターの設定等によっては、実際には偏った情報をあたかも中立的なものであるかのように示すことも技術的には可能になっているという中で、この市場自体が本質的に操作性が高く、かつ不透明になりがちであるということも指摘されております。

まとめますと、6ページの上に3つのバーで書いてありますけれども、デジタル・プラットフォームをどう捉えるかということで、社会経済に不可欠な基盤を提供しているとか、多数の消費者や事業者が参加する市場そのものを設計・運営・管理する存在になっているということに加えて、当該市場は操作性や不透明性が技術的に極めて高いということも踏まえた上で、ルールを考えていくべきではないかということも整理をしております。

3.の「イノベーションの担い手として負うべき責任の設計」の項目では、まさに本小委員会を中心に議論されていることと基本的には同じ方向性のことが書いてあるというふうに理解しております。7ページの上を見ていただいたほうが話は早いと思いますけれども、プラットフォーム・ビジネスについては様々な新しいビジネス類型が登場するという一方で、例えば、民泊、ライドシェア、ソーシャルレンディング等々のプラットフォームが登場しております。これに伴い、既存の業法がプラットフォーム・ビジネスを営む上での障害となっているという事象と、既存の業法がプラットフォーム・ビジネスに対して適切なコントロールを及ぼすことができず、守るべき社会的利益が法で担保されていないという事象の、両方が並行的に起こっているのではないかということも整理しております。その上で、7ページの真ん中に記載してありますとおり、基本的にはプラットフォーム・ビジネスの適切な発展を促すために各領域において守るべき具体的な社会的利益をきちんと整理をした上で、幾つかの業法についても個別に見直しをしていくべきではないかということが大きな枠組みとして提言されています。そして、その中で、既存の業法がデジタル化の進展を含む現在の社会情勢に照らして守るべき社会的利益・価値の観点から本当に適切なものになっているのか、デジタル・プラットフォーマーと消費者や事業者との間での分担が適

切になっているのか、従来型のビジネスを営む事業者とプラットフォーマーとの間での競争条件の同等性が担保されているのか、といった観点で見直しをしていくべきではないかということが提言されています。

8 ページの上を書いてあるのは、そのルールづくりについては、デジタル市場の主体に対する信頼性に関してシェアリングエコノミー認証の仕組み等もあるところ、ある種、企業の認証やデジタルシステムの監査といった手法を効果的に活用することで、ルールとして実施することと企業の認証等でやることを、うまく分担していけばいいのではないかということが書いてあります。加えて、ルールについても、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制の方法も採り入れるべきではないかということを提言いただいています。

4. が「公正性確保のための透明性の実現」です。これは競争政策的な観点の整理です。幾つかの観点でどういう問題があるか整理しました。1 つは事業者の観点です。これは事業者、特に中小企業との関係において、プラットフォームのルールの不透明さということ自体が不公正な取引慣行の温床となるおそれがあるのではないかということでございます。これについては、独禁法の先生方からは、日本では優越的地位の濫用規制ということを 1960 年代の高度成長期からずっと議論して具体的な政策が行われているわけですけれども、この中でも取引慣行が不透明である、例えばまともな契約書がないとか、ルールについてほとんど示されないとか、事実上ほとんどわからないようなルールになっているとかいったこと自体が、不公正な取引の温床であって問題である、というのが日本の独禁法の優越的地位濫用の基本的な考え方であって、もし仮にそういうことがデジタル・プラットフォーマーと取引先企業との間で起こっているのであれば、それはまさにそれと同じ問題であるというご指摘をいただいたところでございます。

加えて、その下に幾つかの実態について書いてあります。コンテンツ分野については、公取委と経産省が 2016 年にヒアリング調査をやっていますけれども、その際も、一部のデジタル・プラットフォーマーによる決済手段に対する拘束、硬直的な価格体系、不透明な審査基準、過度に広範な秘密保持契約等の実態が確認されました。加えて、今年の 10 月に経産省において事業者向けのウェブアンケートを行いました。後でご説明しますが、デジタル・プラットフォームを利用する日本企業 2000 社からご回答いただきましたが、特に不公正な取引と思われるような問題についての声が多数上がっております。

次に、消費者（個人）の観点が書かれております。まず、消費者との関係においても、不

透明さということとは不公正な取引慣行の温床となるのではないかということが書いてございます。加えて、フェイスブックの事件等でもあらわになってございますけれども、パーソナルデータの取扱いでありますとかプロファイリング等のあり方によっては、プライバシーの侵害、更にはそれを越えた差別につながるなど消費者の人格的な利益を損なうおそれもあります。また、信用情報のプロファイリング等によって、消費者が経済的不利益を被る可能性もあります。加えて、今まで、例えば検索を使うというのは無料サービスを使っているものと議論されてきたわけですが、パーソナルデータには経済的価値が十分にあるという状況ですので、個人がパーソナルデータを提供し、それをもらった側が何らかのサービスを提供しているという関係にあるのではないかと整理しております。これは、いわば一定の取引関係にあるとも言えるわけでありまして、後でもご説明しますが、委員の中からは優越的地位の濫用規制について、消費者にも及ぼすということを検討すべきではないか、ということも提言をされております。

それから10ページの上に規制者の観点が書かれています。すなわち、規制者は、デジタル・プラットフォーマーを巡る不公正な取引関係に対して適切な法執行、調査を行う能力が不足してきているのではないか、ということです。プラットフォームのルールというのは、プログラミングシステムもしくは契約の約款の束によって成り立っており、ここではそれを「コード／アーキテクチャ」というような言葉を使っていますけれども、そういうものについてきちんと理解をしないと、まともなルールの設定もしくは執行はできないのではないかということが書いてあります。

10ページの(2)「透明性及び公正性を実現するための取組の在り方」には、3つの提言が書いてあります。1つ目が、透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な調査を行うべきではないかということです。秘密保持契約を理由に調査対象の事業者から情報提供を断られることも多いため、必要に応じて独禁法40条の一般調査権も活用してはどうかということも提言いただいています。

2つ目は、法学のみならず、経済学、情報処理、システム工学等々の知識を有する専門的なチームをつくって、継続的に何が起こっているのかということをもとに必要の提言を行うようにしてはどうかということも提言いただいています。

3つ目は、デジタル・プラットフォーマーと利用者間の取引慣行等における透明性及び公正性の確保の観点から、一定の規律の導入を検討してはどうかということが書いてあります。具体的には、先ほど申し上げたコード／アーキテクチャのうち重要な部分に関して、事

業者への明示・開示を義務づけるといったことが考えられるのではないかとされています。他方で、ビジネスの変化の速さ、負担の大きさ、知的財産権、営業秘密やノウハウ等への配慮ということも考慮したルールとするべきではないか、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制を含めたルールのあり方を検討するべきではないか、事後的な救済についても、その利用者が簡便にできるような方策を考えるべきではないか、といったことをご提言いただいております。

11 ページの 5. では、「公正かつ自由な競争の再定義」について書いてあります。これについては次の 12 ページを見ていただければと思います。デジタル・プラットフォーマーには、先ほどの 3 つの要素、すなわち社会経済に不可欠に基盤であることであるとか、市場の設計、運営・管理者であるとか、更にはその市場が不透明になりやすいであるといった特徴があることを踏まえた上でということをございますけれども、考えるべき点として、ネットワーク効果等をどう評価するのかでありますとか、データの寡占についてどう評価するのかといったことについて、新しく考えるべき方向としてご提言をいただいております。

例えばということで 12 ページの下から 13 ページの上にかけて書いてありますのは、企業結合審査に関し、ドイツやオーストリアでは、売上高のみではなく企業の買収価値、その中でデータの集積等々についても評価するという制度が開始されようしているわけですが、日本としてもデータの価値を企業結合審査における要素としてきちんと考えていくべきではないか、その場合には企業結合においても水平型、垂直型、混合型等のそれぞれについてきちっと考えていくべきではないかということが書いてございます。加えて、2 つ目の○では、消費者との関係でも優越的地位の濫用規制を適用するということもあり得るということを考えていってはどうかということが書いてございます。

6. の「データの移転・開放ルールの検討」では、GDPR のデータポータビリティのみならず、アメリカ、イギリスでも医療、電力、金融等の分野でのデータの移転についてのルールが設定をされていることに言及されています。日本でも、改正銀行法であったり、電力のスマートメーター分野では一定の進展がありますけれども、デジタル・プラットフォーマーを含めてデータのアクセス、接続のあり方について具体的な検討をするべきではないか、その際には、個人データについては情報の自己コントロール権のように個人のデータ管理やアクセスに係る権利を認めることの意義から検討していくべきではないか、デジタル・プラットフォーマーのみならず、相互運用性が高い分野については、イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備する観点から重要ではないか、といったことが提言されています。

最後に、7.の「国際の観点」では、(1)として法適用の平等性及び法執行の実効性が書かれています。これについては、海外のサーバーから日本の消費者の方にサービス提供するような事業者の方と、日本にサーバーを置いて日本からサービス提供するような事業者の方との間で、ちゃんとした競争条件がイコールになるような法適用、執行を考えるべきではないかということです。

15 ページの(2)では、そもそもデジタル・プラットフォーマーがグローバルな活動を行っておりますので、既に独禁法の執行等では国際的な協力が行われていますけれども、ルールメイキングの段階においても国際的な連携をしながら検討し、国際的なハーモナイゼーションを志向しながら考えていくべきということが提言されています。更には、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制も含めて、国際的な連携の中で議論していくべきではないかということを整理いただいております。

あと少し補足させていただくと、考資料の2ページにEUのプラットフォーマー規制案の図をお示ししております。これは、BtoBtoCのうちBtoBの関係について、取引条件の明確化、ランキングのパラメーターの明示義務、最恵国待遇条項を設ける場合の合理的根拠の明示義務といったものを定めるものです。加えて、EUのオンライン・プラットフォーム経済監視委員会という、15名の専門家からなるチームを今年の9月からつくって、定点的な監視をするということもございます。

最後、参考資料の4ページは、今年の10月に経産省から委託をする形で行ったオンライン・プラットフォーム事業者向けアンケートの結果速報です。回答としては、ウェブアンケートでございますが、2000件の回答をいただいております。うち中小企業が1933件です。プラットフォームを利用するメリットについても聞いてございます。当然メリットもあるということございまして、新規顧客の開拓機会の獲得でありますとか、売上金の回収コストの軽減といったものについて、かなりのメリットがあると回答いただいております。他方、プラットフォーマーを変えるということについては基本的には非常に困難、あるいは困難という回答が6割以上を占めております中で、3.のプラットフォーマーの問題点として、あくまで取引先企業からみた場合ということではありますが、規約については個別交渉が困難でありますとか、規約等の一方的変更には不利益を生じたということでありまして、最恵国待遇を要求された、検索結果が恣意的 or 不透明、データへのアクセスが過度に制限されているといった声が、かなりの割合で上がってきております。ただ、これ以上聞いていくと、秘密保持契約があるのでお答えいただくとその企業が損害賠償の対象になるという

こともあり、これから更に深掘った調査をする上ではいろいろな仕組みを考えていかなければならないことをごさいます。とはいえ、まず取引の状況についてはこういったデータが出てきております。

本検討会につきましては、昨日から中間論点整理案をパブリックコメントにもかけており、加えて今後は事業者の方からのヒアリングも予定をしております。年内に基本的な論点整理ということが未来投資戦略 2018 における宿題になってございますので、年内に基本的な論点整理をした上で、年明け以降、更なる具体的な検討をしていくということを予定してございます。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○柳川小委員長　それでは、ただいまのプレゼンテーションを踏まえまして、委員の皆様からご質問ないしご意見があればお願いできればと思います。今日のここでのご議論、ご意見を踏まえて本小委員会の中間整理案を取りまとめていくことができればと思っておりますので、どうぞご自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

○加毛委員　ありがとうございます。最初に形式的なところで、2点申し上げたいことがございます。まず、資料のつくり方に関わりますが、10 ページ以下において様々な事業者ニーズの存在が指摘され、そのうえで委員会における議論の内容が紹介されています。ただ、ここで紹介される具体例の中には、「第三. イノベーションの促進」の「2.」のみならず、「1.」にも関わるものが含まれているように思われます。そこで、例えば「3.」という別の項目立てをしたほうが、より中間整理案の内容を理解しやすくなるのではないかと思います。これが、形式面に関する1点目の指摘となります。

2点目は更につまらないことで恐縮なのですが、17 ページの「第四」の「1. (1) ア (イ)」において使われている「レピュテーションリスク機能」という言葉についてです。この言葉は日本語として意味が通りにくいような気が致します。本文をみると「レピュテーションによる統制機能」と書かれておりますので、その趣旨を踏まえた表現を考えていただければと思います。

続いて、内容にかかわる実質的な意見が3点ございます。1点目が15 ページの「資金移動口座への給与振込」について、2点目が17 ページ以下のプラットフォームの「社会的責任・公平性の実現」について、最後が21 ページの一番下のところの「委託先との関係」についてです。

1点目の「資金移動口座への給与振込」につきましては、まず、ここで挙げられている他

の具体例と比べると、必ずしもプラットフォームの登場に伴って生じた問題とはいえないように思われます。それゆえ、具体例として取り上げるのが適切であるかに疑問を感じます。仮にこの点を取り上げるとしましても、ここでの記述の内容は不十分であるように思われます。「近年外国人労働者が増加しつつある」ことが背景事情として指摘されており、外国人が銀行で預金口座を開くことが難しいという問題が指摘されます。しかし、そうだとすれば、そもそもなぜ、法律の要件を充たした外国人労働者が預金口座を開設することが困難であるのかを議論すべきように思います。そして、仮に銀行で預金口座を開けないにもかかわらず、資金移動口座を開くことが許されるのだとすると、なぜそれが正当化されるのが問題となります。今般の外国人労働者の受け入れに関する政府の取組みを考えますと、外国人を受け入れておきながら、預金口座も開けないということでは、外国人を受け入れる社会的基盤に問題があるのではないかと考えられるところであるわけです。

この点に関連して、「ア. 事業者ニーズの所在」の第2段落の最後のところで「これらの銀行口座を持たない人に対し貸金管理の手段を提供することが可能となる」と書かれております。しかし、資金移動口座が貸金管理の手段として利用できるのかは、よくわかりません。貸金管理の手段という以上は、相当の期間、資金移動口座の中にお金プールされることが想定されているように思います。しかしそうだとすると、預り金の規制との関係で、そのような形での資金移動口座の利用が許されるのかという問題が生じることになります。つまり、適切に資金移動口座を利用するのであれば、貸金管理の手段にならないのではないかと、という疑問が生じるわけです。

さらに問題となるのが、「イ」において、労働基準法施行規則7条の2第1項の改正が提言されていることです。同項に規定されているのは、預金口座や一定の証券口座など、即時の払戻しが認められるタイプの口座であると思います。そして、確かに資金移動口座についても、即時の払戻しが可能であるタイプのものも存在すると思います。しかし、それはいわゆる平時においてそうであるに過ぎず、資金移動業者が倒産した場合には、口座利用者が払戻しを受けるまでに一定の期間がかかることになります。そうだとすると、資金移動口座に給与の大半を預け入れていて、資金移動業者が倒産してしまいますと、相当の期間、利用者は払戻しを受けることができないという事態に陥ります。そのような口座の利用を認めることが、外国人労働者の保護につながるのかが問題になります。

以上に指摘した問題は、恐らく既に厚生労働省や金融庁が検討の対象としており、また経済産業省においても認識されているところであると思います。そうだとすれば、そのような

様々な問題や議論があることを明らかにしておいた方がよいと考える次第です。以上が1つ目の意見です。

次に、2点目のプラットフォームの社会的責任・公平性の実現についてです。17 ページ以下の説明は基本的に妥当な内容であると思います。ただ1つ気になるのは、ここでの議論の対象が、プラットフォームの利用者間の取引に何らかの問題が生じた場合に、プラットフォームがいかなる責任を負うのかという点に限定されているように見えることです。他方、本日、松田課長からご紹介いただいた資料でも言及されておりますけれども、従前、プラットフォームの責任としては、いわゆる市場を構築する責任、さらにはシステムを適切に管理運営していく責任が、議論の対象とされてきたように思います。そして実務上も、プラットフォームは、システムの構築・管理運営に注力しているといえます。そのようなシステムの構築・管理運営に関するプラットフォームの責任についても、一定の言及をしておくといよいのではないかと思います。

最後に、21 ページの「委託先との関係」についてです。第2段落において、以前の小委員会における小塚先生や森先生のご意見が紹介されています。ここに書かれているとおり、プラットフォームと委託先との関係が重要であることは確かです。ただ、もう一步踏み込んだ叙述をするのであれば、プラットフォームが指定した収納代行業者や配送業者の責めに帰すべき事由に基づいて利用者に損害が生じた場合に、プラットフォームと利用者の間での損失の分担を契約に定めておくことについて言及があってもよいように思います。ここに書かれているように、プラットフォームが「一般的な民事法の解釈の範囲において」責任を負うとしても、現実には、利用者がプラットフォームに対して訴訟を提起するのはコストを伴いますし、訴訟を提起しないまでもプラットフォームと交渉しなければならないだけで負担となります。それゆえ、プラットフォームによる損失の負担をあらかじめ明示しておくことは重要であるといえます。この点についても、中間整理案で言及しておいてよいのではないかと考えます。

長くなって申し訳ありませんでした。3つの点について意見を申し述べました。

○柳川小委員長 ありがとうございます。

今のご意見に関して何かこちらであれば、津脇委員、どうぞ。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員 事務局から、ご意見、ありがとうございます。まず最初にいただいた2点につきましては「レピュテーションリスク機能」とかもやや文言には問題があるというのはおっしゃるとおりだと思ひまして、少し修正をさせていた

できればと思います。

給与振込に関しましても、いろいろなご議論がある中での書きぶりにすべきだというのはおっしゃるとおりだと思っていますので、少し書きぶりを丁寧な形で充実させていただきたい、注記などを付すなどさせていただきたいと思います。

私の理解が間違っていなければでございますけれども、松田課長のほうから紹介させていただきましたまさにプラットフォーム、市場構築をした上での運営責任の部分というのがあるという点でございますけれども、その点はまさに 22 ページ、23 ページにしっかりとまとめて本当は書きたかったなと思っていて、そこはしっかり書けていないかもしれませんで、少ししっかり書かせていただければと思います。

3つ目にいただきたいいわゆる倒産リスク、収納代行業者との関係についてですけれども、事前に取り決めをするという考え方もあるのではないかというご意見だったと思いますけれども、その点についても付記させていただくようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳川小委員長　よろしいですか。

○加毛委員　はい。

○柳川小委員長　では、どうぞ。

○梅澤委員　では、梅澤のほうから少しコメントさせていただきます。1つは今、加毛先生からもコメントがあったのですけれども、レピテーションリスクに関してのところについては、「レピテーションリスクによる自主的な統制機能」といった記載が考えられると思いますので、ご検討いただきたく思います。

それともう一つは、23 ページ中段の下から2行目、「データ・アクセス・ルールの要否・是非」というのがあります。「データ・アクセス・ルール」はこれだけだと少しわかりにくいように思います。データアクセスに関して何らかの規律を考えていくということで幾つかほかの用語も使われていたように思いますので、そちらの用語への置き換えを頂くか、あるいはもう少し深掘りの説明をされたほうがわかりやすいかなと思います。

RegTech/SupTech の導入に向けた議論を進めていくという点をご記載いただいている点は評価したいと思います。一方で、RegTech/SupTech という形で二分化してしまうことについては若干の危惧があります。これは官民一体性をもった形で進めるのが本来のあり方だと思います。また、9 ページ目のところの一番下の行の SupTech についての言及がある箇所ですが、これは定義とうまくマッチしていないような印象があります。例えば、「適切

に監督することのできる最先端技術の活用 (SupTech)」として、その後に「の推進が不可欠であり」などの表現にしたほうが誤解がないように思います。その上で一体的な推進体制を整えていくことが重要であるというのは、これはおっしゃるとおりかと思っています。本来は官民の両方で、不要な行政手続であったり、実効的な効率のよい行政手続を進めていくということだと思いますし、理想型は官民の相乗りや共同利用といった運用だと思っています。これは取組みとしては緒についたばかりだと思いますが、継続的に行政手続の効率化の仕組みをつくっていくことが重要と考えております。

私のほうからは以上でございます。

○柳川小委員長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員 ありがとうございます。まず自主的統制機能はおっしゃるとおりだと思いましたが、採用させていただきます。ありがとうございます。

あと2ついただいたデータ・アクセス・ルールの部分についても表現をもう少し深掘る等についてはしっかりと検討させていただきます。RegTech/SupTechはおっしゃるとおりだと思いましたが、9ページ目以外はほぼ一体的に書いたのですが、ここだけちょっと書きぶりが少しくまできていませんでしたので、そちらもご意見を踏まえてしっかり修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳川小委員長 どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。取りまとめをきれいに整理していただいて、ありがとうございました。私からちょっと追加のご提案を、ちょっと多いのですけれども、5つばかりさせていただこうかと思います。17ページなのですが、この17ページから「社会的責任・公平性の実現」というこの第四章が始まるわけですが、最初にC to C取引における需要者（買い手）の保護というところですが、ここで、要は供給側が主になることによって供給側の業法規制が外れる問題がありますので、それについて典型的には特定商取引法の適用があるかという議論があったところでして、ガイドラインが出ております。この中では、一定の規模の商品を出品した人は通信販売事業者として、通信販売事業として扱うということになっていますので、そういうC to Cであることによって供給者側の業法が外れて、結果として業法規制がなくなる場合の対応、これはもしかしたらオークション以外にも検討する必要があるかもしれませんので、その点は書いていただいたほうがいいかなという

ふうに思いました。それが1点目です。

その次の18ページなのですが、18ページにCIPPのことを書いていただいているのですが、これも消費者被害の問題ではあろうか、需要者保護の話ではあろうかと思うのですが、一次的にはどちらかというと商標権者の保護、知的財産権の侵害防止ということかと思えます。消費者的にもパチ物を買わされないということがありますから書いていただいていると思うのですが、むしろこれに加えて製品安全課のほうで製品安全関係法の文脈でインターネット取引における製品安全の確保に向けた取組みをされていまして、マークのついていないものをオークションとかで出品するので、それをプラットフォーム、オークション事業者で確認をお願いする取組みがありますので、それを書いていただいたほうがいいかなというふうに思いました。

それから19ページなのですが、CtoC取引における消費者相談の実態ということですが、これは実態的にはこうだと思うのですが、CtoCであることによって、BtoCでないことによって何が困るかという、相談センターがそういう相談を対象とできるかという問題があろうかと思えます。後ほどご説明をいただきたいと思いますが、CtoCの場合にもちゃんと消費者相談に乗ってくださいよと私などは思っていて、それはちょっと難しいところがあるのだと思えますけれども、後ほどご説明をいただければと思います。

それから4点目に、21ページです。今度はCtoC取引における供給者の保護、売るほう、出品者のほうということになるわけなのですが、ここで、こっちもある種、営利目的でプラットフォームに参加してくることによって供給者とプラットフォーム間の契約が消費者契約法の適用対象外になるのではないかという問題があります。本当は単なる出品者、私が例えば自分の中古品をヤフーに出品するとかいうときは、これはもう普通に考えたら消費者契約なのだと思うのですが、消費者契約法の消費者の定義が事業または事業のためにするものを除くだったのですかね、何かそんなふうになっていますので、その問題が法解釈上の論点として1点あると思えます。

最後に、22ページ以降の2.です。社会的責任のCtoCが終わってデータ利活用のところなのですが、ここに、ここはこれからまた書いていただくということだと思いますが、どちらかというと競争法のことを書いていただいているわけなのですが、ただ、前半のCtoCのところではやはり消費者保護のことも社会的責任としてガッツリ書いていただいていたので、やはりデータ利活用についても消費者保護のことは書かれたほうがバ

ランス上いいのではないかと考えております。他方で、やはりプラットフォームがデータを集めて消費者がプライバシー等の権利侵害が生じているのではないかという指摘は先ほどの松田課長のご説明の中間整理（案）にもあったところでして、そこで先日の個人情報保護委員会のフェイスブックに対する行政指導のことを紹介されていますので、そういった形で、よくわからない形で個人のデータを、ユーザーのデータを収集する、それによって個人の権利侵害が生じるおそれがあるということはこの第四章の2. 社会的責任のデータ利活用のほうでも書いていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○柳川小委員長　では、追加でどうぞ。

○唯根委員　唯根です。20 ページというか、19 ページからの、今、森先生からの意見もあったので言わせていただきたいのですが、消費者相談の実態については、このデータ自体が国民生活センターの PIO-NET ということで、基本的に最初から、要は事業者の立場になってしまう個人は相談者として受け付けていないので、これが果たして本当に実態かという点でございます。それから今回、インターネットオークションとそれからフリマサービスでちょうど傾向が、オークションの相談件数は落ち着いているというのはこの10年間、要は平成20年のそれこそ判例が出てから事業者さんがどれだけ整備して苦情を減らしてきたかということでの結果であり、それでもこのぐらいの数字が出てしまうというような点では、新しいフリマサービスのようなものが出てきていることについては消費者が理解できていなくて、こうやってたくさん相談が急増するという傾向があるというところをとらえていただきたいと思います。ということで、20 ページの小括のところ、「その際」の2フレーズのところに、「直ちに法整備など政府による規制を導入するのではなく」と否定されていらっしゃるのですけれども、ここはやはり消費者保護的な部分については、事業者の自主的な取組みと並行して、法的な、いろいろ消費者保護法の見直しは今からでも続けていただきたい、見直していただきたいと考えております。また、森先生がご指摘されました製品安全の分野などでも、ネットで扱っている製品の安全性や危険性については、消費者は表示でしか理解しようがありませんし、その説明内容によってもわかりませんから、広告規制についてもしっかりととらえて書いていただきたいと思いました。

最後の24ページの「まとめ」に書かれているのですけれども、これは2回目、3回目のときの意見でも消費者が容易にわかるようにプラットフォームとしての責任を負う主体が何なのか、誰が規制をしてくれるのかというところを具体的にはっきり書いていただき

たいと思います。前述の文章の途中では政府が出てきたりするのですが、最後のまとめのところでは、「各省庁がプラットフォームの特性を踏まえた個別業法の見直しを図るのみならず、関係省庁と連携した」にはなっているのですが、最終的には誰が責任者として見てくれるのかが私たちにはよくわからないので、その辺、政府であってほしいのですが、主体がだれなのか、だれが見てくれるのかを、私たち消費者にわかるように明確に書いていただきたいと思いました。

以上です。

○柳川小委員長　いかがでしょうか。では、事務局のほうから。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員　ありがとうございます。幾つかご提案をいただいたと思っていますけれども、まず1つ目が17ページの、例えばオークション以外にも同じように、例えば一定の規模の場合はどうするというようなしっかりとした検討をしなければいけない分野もあるのではないかという話だったと思いますので、その辺も記述をさせていただきたいと思います。

あと CIPP の事例というよりは、唯根委員からもありましたけれども、製品安全課のほうでやらせていただいているガイドラインとかのほうがむしろもっと適切ではないかというご意見をいただいているので、そちらの記述をさせていただきたいと思います。

それから消費者相談の実態のところだったと思いますが、こちらは、そもそもこちらにあるデータ自体が事業者である、消費者である場合、CtoCの場合は対象になっていない可能性があるという話だったと思っていますので、そういう意味でのデータであるということはしっかりと書かせていただければと思っていますし、すぐに導入するのではなくというふうに記述をしているけれどもという意味においては、実際に一定程度相談件数がふえているということを鑑みて、しっかりと注視していかなければいけないということについても記述をさせていただくようにさせていただきたいと思います。

それから21ページ目のところですか、こちらについてもそもそもの消費者の定義の関係から、適用対象外になる可能性があるのではないかというのも論点ではないかというご意見をいただいているので、そちらも追記させていただきたいと思います。

最後に22ページ目のところで、データ利活用のところは基本的に競争法の話のみならず消費者保護の観点からこういうデータ強者をどうみるかというところを書くべきではないかという話で、個人情報保護委員会さんのほうにおけるフェイスブックの事例なども含めつつ記述をさせていただくという形にさせていただければと思います。

唯根委員からいただいたような最後の責任のところは、関係省庁でしっかり連携してきます以上はちょっといえないような気もしますが、しっかりと責任をもって関係省庁連携してやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○柳川小委員長　　そうですね。最後のところはなかなか難しいかもしれませんが、できるだけ努力をしていただくということで、それではほかに、生貝委員、どうですか。

○生貝委員　　ありがとうございます。生貝です。今もう先生方で大きなポイントをご指摘いただいたところですので、私のほうからは細かいところを中心になるのですけれども、まず今、唯根様がおっしゃっていただいた19ページ、まさに現状すぐに完全に具体的なハードローの設計というもの、今の書き方でも完全に否定されているというわけではないと思うのですけれども、必ずしも消費者保護というところに具体的にすぐに顕在化してこない課題というふうにいったようなもの、例えばアルゴリズムを含めた取り扱いの透明性でありますとか、そういったようなところを含めて、やはり継続的にこの状況というものをしっかり注視しながら遺漏なく見ておくべき論点というのは、この市場というところは非常に多いかというふうに思いますので、そこはまさに今おっしゃられたとおり明確に、特に選択肢を排除することなく考えておくことが適切なのかなというふうに考えている次第です。

それから松田課長が22ページのところに関しまして、こちらにつきましても森先生がおっしゃったことと重なるのですけれども、やはりデータの扱いというところでいわゆる対消費者というところと対プラットフォーム、対事業者というところがあります。これは両面からしっかり見ておくということを明確にするということが必要なのかなというふうに考えておまして、例えばまさに1つのアプローチとして消費者保護というところではGDPR、例えばポータビリティに関わる議論に関わらず、消費者契約のあり方の中に対してしっかりと消費者がプラットフォームの利用を中止したときにちゃんと自分のデータを取り戻したり移したりできるといったような、これはいわゆる個人データ保護とは必ずしも重ならない形でのアプローチというのも今、国際的に広く議論されているところでありますし、それからやはり少し、松田課長からのご指摘でもいただいたところにございましたビジネス・ユーザーの保護というところでは、やはりビジネス・ユーザーにとってのクラウド間、あるいはプラットフォーム間でのデータのポータビリティというのも、ここに書かれているようないわゆるマイデータですとか、いわゆる個人主導型とは少し違ったところで非常に重要性をもつところがあるのかなというふうに思います。ないしは、プラットフォームのビジネス・ユーザーが自らの取引に関わるデータといったようなものをプラットフォーム側に

非常に重要なものが集積される中でそれにしっかりとアクセス、これはポータビリティとはまた違った意味でアクセスできるような権限というものは果たしてどの程度認められているかということ、これはやはり今のオンラインビジネスにとっては、個々のビジネス・ユーザーにとっては非常に不可欠な情報資源というところになるかというふうに思いますので、その点については先ほどご紹介をいただいたところと併せまして検討の対象に、今後特にプラットフォーム化のいわゆる透明性と公平性という関わりでは見ていただく価値があるのかなというふうに考えている次第です。

ひとまず以上でございます。

○柳川小委員長 事務局のほうから何かコメントがあれば。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員 いただいたご意見、まず最初に消費者保護のところについては継続的に注視して、選択肢を排除するというよりは予断なくしっかりと注視をします、見ておきますということはしっかりと明記させていただくような形にしたいと思います。

あとはデータの取り扱いの部分について、消費者契約とか自分のデータをどう取り戻すかというような議論の話ですとか、ビジネス・ユーザーの保護という特殊性の話をご議論いただいたと思っていますので、情報経済課等の取りまとめた報告書も踏まえつつ、少し記述について検討させていただきたいと思います。

○柳川小委員長 どうぞ。

○加毛委員 2回目の発言で恐縮ですけれども、事務局に対する質問がございます。11 ページの一番下のところで「(2) 効率的な本人確認 (KYC)」の「(イ) 委員会での議論」に「(ア)」と「(イ)」という2つの考え方が紹介されています。このうち「(ア)」については、事業者から要望があり、小委員会で議論をした記憶があります。これに対して、「(イ)」のほうは小塚先生がこのようなアイデアをおっしゃったようにも思いますが、記憶が曖昧です。そのことにも関連して「(ア)」と「(イ)」では、実現可能性の点に差異があるように思います。実際、先ほどのご説明では「(イ)」は中長期的な提案であるというお話でした。11 ページでは「アプローチを順次進めていく」とありまして、この「順次」という文言に、そのニュアンスが示されているのかもしれませんが、「(イ)」のほうは中長期的なアイデアであることを明確にしておいたほうがよいように思われます。そこで、この点に関する質問なのですが、「(イ)」は、このようなサービスを提供しようという事業者が既に存在しているのでしょうか。それとも、あくまでそのようなサービスが登場する可能性があるという程

度の話なのでしょうか。仮に後者だとしますと、今しがた申し上げた通り、少し表現ぶりを変えてはどうかと思った次第です。

○柳川小委員長　　どうぞ。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員　　ありがとうございます。事実関係をもう一回しっかりと整理をした上で適切な表現に変えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○梅澤委員　　その点に関しては、金融庁の FinTech 実証実験ハブの成果として、本人確認に係る法的位置付けの検討に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第 13 条における、「金融機関 B が金融機関 A に委託して顧客と取引を行う場合、金融機関 A が既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である」旨の規定について、当該「委託」には、契約締結権まで委託せず、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈の整理が、省庁間で取りまとめた結果として出ておりますので、事務局の方でご確認いただければというふうには思っております。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員　　ありがとうございます。

○柳川小委員長　　そのほかいかがでしょうか、どうぞ。

○唯根委員　　済みません、思いつきというか、さっき申し上げなかったのですが、国民生活センターの消費者相談ですと C to C の、要は売り手側になる消費者というか、個人の相談というのはなかなか受け付けられないのですが、経済産業省の相談室でいらしたらそういうものを受け付けられると思うので、逆に、今回、中小企業の 2000 社のアンケート調査をなさっているのであれば、消費者側の、そういう利用者の不満とか疑問とか、そういうものについても調べていただければと、今後見ていていただくと、新しいサービスについて消費者がついていけない、分からないところが大きいので、相談体制をつくっていただくとか実施していただくということはできないものでしょうか。

○山本参事官　　ご提案、ありがとうございました。経済産業省には消費者相談室がございまして、例えば消費者庁本庁に寄せられるようなご相談についてはむしろ経済産業省のほうをご紹介いただいてこちらのほうに回ってくるような事例も多ございますが、その中において、どちらかというの間口を狭めずにいろいろなご相談を受けさせていただいているという状況もございますので、今おっしゃっていただいたような相談事案の分析、検討につきましては当然ながら取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○柳川小委員長　　その他いかがでしょうか。どうぞ。

○森委員　　すごいつまらないことなのですからけれども、9ページ目の下から3番目の段落ですか、「なお、見直しにあたっては」というところで、末尾の「外形」ではなく「性能」の観点からの検討が必要となると考えられる」というのはちょっとわかりにくいかなと思いました。「外形」はときどき出てくるのですが、「性能」がそこまでちょっと出てきてないので、規制緩和を認めるべきかどうかというときに「外形」ではなく」というのはわかるのですが、「性能」の観点」というところはもう少し説明していただいたほうがいいのかというふうに思いました。

それから後からメールでお送りすればいいようなことですが、20ページ目のウの小括というのはこれは「(ウ)」ではないかと思えます。

○唯根委員　　私もちょっとそう思ったのですけれども、どっちかなというのが、大きいアというのがあるのですね。

○森委員　　そうなのですか、違うのですか。ウが正しい。

○唯根委員　　18ページのイから行くとウでいいのかなと。

○森委員　　ウが正しい。

○唯根委員　　どっちなのかなと私も悩んでいました。

○森委員　　失礼しました。これはウが正しいですね。大変失礼しました。

○唯根委員　　いいのですよね。

○森委員　　はい、大変失礼しました。

○津脇商務・サービスグループ政策企画委員　　ナンバリングがわかりにくいのだと思いますので、もう少しわかりやすくつくりかえさせていただきます。ご指摘いただいた点も記述ぶりを考えさせていただきます。ありがとうございます。

○加毛委員　　1つだけつまらない点をよろしいでしょうか。21ページの「(2) C to C取引における供給者の保護」につきまして、「(1)」の表記と揃えるとすれば「供給者(売り手)」とすべきように思います。○津脇商務・サービスグループ政策企画委員　　ありがとうございます。

○加毛委員　　後でメールすればよかったかもしれません。

○唯根委員　　では、済みません、細かいことで。

○柳川小委員長　　どうぞ。

○唯根委員　　20ページのウの小括の2段落目の「消費者生活」とあるのですが、これは「消費生活」のほうがよいとおもいますので、よろしくお願いします。

○柳川小委員長　大分時間が迫ってまいりましたけれども、その他よろしいでしょうか。

大体いろいろ細かい修文とか先ほどの字句の話とかいろいろご意見をいただきましたけれども、大体事務局のほうでお答えいただいて、およそ全体の方向性はこのとおりでということに収束してきたかなというふうに思っておりますけれども、特にご議論はよろしいですか。

そういうことでしたら、本日いただいたご意見を事務局のほうで中間整理（案）に適切に反映していただくということを前提に、もし可能でしたら表現ぶり等も含めて座長一任ということにさせていただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柳川小委員長　ありがとうございます。

それでは、座長一任の下で責任をもって中間整理（案）をまとめたと思います。本日の議論を反映するように事務局のほうではよろしく願いいたします。

私、多少感想めいたことをお話しすると、1つは今日まだちゃんとお話しいただいた特に後半部分は追記がされることになりますので、その部分はしっかりと入れるということですね、先ほどのお話しいただいた。それからもう一つは、やはりいろいろな意味でこれから特にC to Cのビジネスに関しては相当変化していくので、今時点でみえていることと、これからもしかすると半年か1年たったときには大分いろいろな状況が変わってきて、そうすると先ほどのような消費者と考えていいのかというようなところも含めて、また何か見直しが必要になってくるかもしれないので、やはり将来に向けてはかなりオープンクエスションの部分があって、きっちり変化に合わせて対応していかなければいけないというあたりはぜひ少し皆さん、ご意見を既にいただきましたけれども、それに沿った形で適切に書きたいと思いますし、これはどこまで書けるかどうかわからないのですけれども、その意味で行くと、先ほどのプラットフォームの規制に関しては松田課長のほうからお話があったところはやはり総務省、経産省、公取というような3省庁にまたがった議論がされていて、先ほどのようなお話があった消費者相談の話も消費者庁、あるいは消費者契約法の話で引きとるのか、経産省、あるいはほかの法律で引きとるのかも含めて、新しいビジネスなので今までの省庁だとか今までの法律の枠組みにどうもはまらないようなことがいろいろ出てきそうなので、そう考えるとやはり多少省庁横断的だったり、法律横断的なことを考えていかなければいけない部分が大分ふえてきているのかなと。であるがゆえに、では誰が責任をもってくれるのかという先ほどのご発言が出てくるのでなかなか難しいところではあ

のですけれども、将来的なことを考えるとやはりそのあたりが結構きちっとしていかなければいけない大きな課題かなというふうに思います。これがどこまで、報告書の中で今、私が今申し上げたことが具体的な文言として書けるかどうかというのはちょっとまだ今のところは全体のお話からするとなかなか今のような書きぶりかなというふうに思っていますけれども、個人的にはやはりそのあたりが大きな鍵になるかなというふうに思っております。

ということで、委員の皆様におかれましては4ヵ月にわたってこの小委員会の議論にかなり深く関与していただきまして、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○山本参事官 座長、ありがとうございました。

本小委員会につきましては原則公開ということで進めてまいってきておりますので、本中間整理（案）、資料がセットできましたら経済産業省のホームページ等にて公表させていただきたいと存じます。

本小委員会につきましては中間整理（案）をまとめさせていただくことで一区切りとさせていただきます。今後、中間整理に記載した事項をはじめとする内外の動向等を踏まえて、また随時開催について皆様にご相談させていただければ幸いです。

では、最後に藤木商務・サービス審議官から一言ご挨拶を申し上げます。

○藤木商務・サービス審議官 今日を含めて4回にわたりまして大変熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。それからオブザーバーで出ていただきました各省庁の皆さん、本当にありがとうございました。

まとめていただいたことについて、これから恐らく各論のいろいろな議論を、これはまさに関係省庁とご相談しながらやっていかなければいけないというふうに思いますし、唯根さんから言われたように一体誰が責任をもつのだみたいな話もですね、ただこういう報告をまとめていただいた以上、我々としてこういう問題意識をもってしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。ということで、非常にいいベースをつくっていただいたのかなと思っています。ただ、要はこれから各論に入っていくに当たって、やはりどういう大きな視座で物事を見ていくのかということが、これから細かいところに入っていくに当たって非常に重要なポイントだと思いますので、その意味では我々を支えていただく1つの枠組みをつくっていただいたのかなということで感謝したいというふうに思っております。

ます。まさにここから先が勝負だというふうに思っていますし、引き続いて皆様方からいろいろなインプットをいただければいいと思っております。それから、座長からもありました変化の早い時代ですから、そんなことをやっているうちに次の波が来てしまうかもしれないので、それはそれでまた常にアップデートしながらということで我々も取り組んでまいりたいと思います。

いずれにしましても、この中間整理を踏まえて我々としてしっかり議論し、具体の結論を得ていくといった作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続いてのサポート方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

○柳川小委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして小委員会、第4回会合を閉会いたします。どうもご協力、ありがとうございました。

○山本参事官　　ありがとうございました。

—了—

■お問い合わせ先

商務・サービスグループ 参事官室

電話：03-3501-2302

FAX：03-3501-6198